

# 飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金

## 申請要項

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて県内飲食事業者が行う売上げを確保するための新たな取組であるテイクアウト又はデリバリーの導入等の支援、県民の新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の定着及び県内消費の活性化を図るため、県内飲食事業者に対し、テイクアウト又はデリバリーの導入等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 2 補助対象者

県内飲食事業者（奈良県内で飲食店等<sup>\*</sup>を営む法人及び個人）

<sup>\*</sup>飲食店等とは、飲食店又は飲食を提供する宿泊施設であって、かつ、飲食スペースを有する施設をいいます。

### 3 申請要件

申請にあたっては、以下(1)～(6)すべての要件を満たす必要があります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて新たに令和2年8月31日までにテイクアウト若しくはデリバリーを導入し、又は拡充したこと。
- (2) 飲食店営業許可を取得し、食品衛生法等関係法令を遵守していること。
- (3) この補助金の対象として申請した経費に関して、国、県、市町村が実施する補助金等を受けていないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しないこと。
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

### 4 補助対象経費

補助対象経費は、次表の経費のうち、令和2年4月1日から同年8月31日までの期間内に発生かつ支払った経費です。ただし、消費税及び地方消費税額は除きます。

区 分	例
広告宣伝費	チラシ・ポスター印刷費、看板・のぼり制作費、WEB・新聞等広告掲載費、WEBサイト制作費等
弁当容器等資材費	弁当容器・箸等の食器類、手提げ袋、お手拭き、包装資材、保冷剤、配達用クーラーバック等
配送用車両借上費及び宅配代行サービス利用経費	デリバリーのための車両レンタル料やその駐車料、デリバリー代行業者への初期登録費用・配送手数料等

### 5 補助金の額

補助対象経費の合計額（10/10 補助） 1 事業者あたり上限 10 万円

## 6 補助金交付までの流れ

補助金が交付されるまでの流れは次の手順となります。

- (1) 申請手続き（申請者→県）
- (2) 内容審査（県）
- (3) 交付決定及び交付額の確定（県→申請者）
- (4) 補助金の請求（申請者→県）
- (5) 補助金の振込（県→申請者）

※交付申請から補助金の振込までは、3ヶ月程度を要します。書類に不備等がある場合は、さらに時間を要します。

## 7 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請 兼 実績報告書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費計算書（第3号様式）
- (4) 申請する補助対象経費に係る支払証拠書類（領収書の写し、内訳書類等）
- (5) テイクアウト・デリバリーの導入又は拡充をしたことが分かる書類（告知チラシ等）

※

- (6) 飲食店営業許可証の写し
- (7) 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し等）
- (8) 本人確認書類（法人の場合は履歴事項全部証明書（登記簿謄本）等の写し、個人事業主の場合は運転免許証の写し等）
- (9) 口座振替申出書兼相手方登録依頼書（第4号様式）
- (10) 振込口座の預金通帳の写し（1ページ目の見開き部分）

※「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付決定を受けている場合は、協力金の交付決定通知書の写しを(6)～(8)に代えることができます。

補助金制度の詳細・様式のダウンロード先 URL

<http://www.pref.nara.jp/55764.htm>



## 8 留意事項

- (1) 申請に必要な書類については、記入例等を参照し、不備等がないようご注意ください。
- (2) 支払証拠書類（領収書の写し、内訳書類等）は、A4サイズより小さい場合は、A4用紙に貼り付けて提出してください。
- (3) 申請に係る経費は申請者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。
- (4) 補助金の交付後、申請要件を満たさないと判明した場合や実績報告の内容と異なる事実が認められるなどの場合は、補助金を返還していただきます。
- (5) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただく必要があります。

ます。

(6) 補助金の交付対象となった飲食事業者の店舗名（屋号）を奈良県のホームページでご紹介させていただくことがあります。

## 9 申請受付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年9月18日（金）

※郵送のみ（消印有効）

※予算額に達した場合は、受付期間中であっても終了します。

## 10 申請書類の提出

簡易書留等の記録が残る方法で、次の送付先にお送りください。

持参、FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

<申請書類の送付先>

〒630-8501  
奈良市登大路町30番地

奈良県 豊かな食と農の振興課  
「テイクアウト等補助金」係

←コピーしてラベルに利用できます。

## 11 その他

テイクアウト・デリバリーを行う際は、一般衛生管理の徹底に加え、次の事項についても留意して実施してください。

- (1) テイクアウトやデリバリーに適したメニューを選定すること（鮮魚介類等の生ものの提供は避けるなど）
- (2) 施設設備の規模に応じた提供食数とすること
- (3) 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱すること
- (4) 調理済みの食品は、食中毒菌の発育至適温度帯（約20℃～50℃）に置かれる時間が極力短くなるよう、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上で保存）を行うこと  
例：小分けによる速やかな放冷、持ち帰り時の保冷剤の使用、保冷・保温ボックスによる配達など
- (5) 消費者に対して速やかに喫食するよう口頭やシール貼付等により情報提供すること

### <問合せ・相談窓口>

奈良県 豊かな食と農の振興課「テイクアウト等補助金」係

☎0742-27-8988

（平日9：00～12：00、13：00～17：00）